

# 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行規則案の概要

## 1 趣旨

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和3年法律第25号。以下「法」という。）及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令（令和4年政令第316号。以下「令」という。）の施行に伴い、必要な事項を定める。

## 2 概要

### (1) 承認申請書及び添付書類

#### ア 承認申請書等の提出方法（第1条関係）

承認申請書及び添付書類の提出は、承認申請に係る土地の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長（以下「管轄法務局長」という。）に対して行わなければならないことなどを定める。

#### イ 承認申請書の記載事項（第2条関係）

承認申請書の記載事項などを定める。

#### ウ 添付書類（第3条関係）

承認申請書に添付すべき書類を定める。

#### エ 承認申請書の作成（第4条関係）

承認申請書は土地の一筆ごとに作成しなければならないことなどを定める。

#### オ 手数料の納付方法等（第5条関係）

手数料の納付は、承認申請書に収入印紙を貼りつけてすることなどを定める。

### (2) 承認申請の却下の通知方法等（第6条関係）

承認申請の却下の通知は、決定書を承認申請者に交付して行うことなどを定める。

### (3) 承認申請の取下げ（第7条関係）

承認申請の取下げは、法第5条第1項の承認前に取下書を管轄法務局長に提出する方法によってしなければならないことなどを定める。

### (4) 承認申請書等の訂正等（第8条関係）

承認申請書等の文字の訂正方法などを定める。

### (5) 承認申請書等の送付方法（第9条関係）

承認申請書及び添付書類を送付する方法などを定める。

### (6) 承認申請書の添付書類の原本の還付請求（第10条関係）

承認申請者等は、承認申請書の添付書類の原本の還付を請求することがで

きることなどを定める。

(7) 承認申請の受付（第 11 条関係）

承認申請の受付に関する取扱いについて定める。

(8) 承認申請者から所有権を取得した者の取扱い（第 12 条関係）

承認申請者から承認申請に係る土地の所有権を取得した者は、一定の期間内に管轄法務局長に申し出て、承認申請者の地位を承継することができることなどを定める。

(9) 隣接地所有者への通知（第 13 条関係）

管轄法務局長は、承認申請があったときは、承認申請に係る土地に隣接する土地の所有権の登記名義人等に対して通知を行うことなどを定める。

(10) 特定有害物質の基準（第 14 条関係）

法第 2 条第 3 項第 4 号に規定する特定有害物質の基準を定める。

(11) 農地の地積に応じた負担金が算定される区域（第 15 条関係）

令第 4 条第 2 号に規定する事業の具体的内容を定める。

(12) 隣接する二筆以上の土地の負担金算定の特例の申出方法（第 16 条関係）

令第 5 条第 1 項の規定による申出は、申出書を管轄法務局長に提出して行わなければならないことなどを定める。

(13) 承認等の通知方法（第 17 条関係）

法第 9 条の規定による承認をしたこと及び承認をしないことの通知方法などを定める。

(14) 承認に関する意見聴取方法（第 18 条関係）

承認前の財務大臣及び農林水産大臣からの意見聴取の方法を定める。

(15) 負担金の納付方法（第 19 条関係）

負担金の納付手続は、歳入徴収官が発した納入告知書又は納付書によってしなければならないことを定める。

(16) 国庫帰属に伴う関係資料の送付（第 20 条関係）

管轄法務局長は、承認申請に係る土地の国庫帰属に伴い、関係資料の写しを財務大臣又は農林水産大臣に送付することを定める。

(17) 承認の取消しの通知の方法（第 21 条関係）

承認の取消しの通知は、決定書を承認を受けた者に交付して行うことなどを定める。

(18) 権限の委任（第 22 条関係）

法及び令に規定する法務大臣の権限のうち法務局又は地方法務局の長に委任するものの具体的内容などを定める。

(19) 帳簿の取扱い（第 23 条から第 25 条まで関係）

法務省及び法務局に備え付ける帳簿の種類、帳簿の保存期間及び帳簿の

廃棄の取扱い等について定める。

### 3 施行期日

令和5年4月27日